

## 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) 条文案の概要

### 第1章 冒頭規定・定義

個人情報取扱に当たってはプライバシーの保護に気をつけること、本条約で使用される文言の定義を規定。

### 第2章 知的財産権の執行のための法的枠組

知的財産権の権利者が実効的に権利を行使できる環境を整備するために、各国が整えなければならない法制・体制等について規定。

#### 第1節 民事執行

知的財産権侵害に対して権利者が行使できる民事手続を規定。

- ・ 損害賠償額の算定方法をいくつか規定 (2. 2条)
- ・ 裁判所に、権利侵害疑義物品・材料・道具の仮差押え命令権限を付与 (2. 5条2項)

#### 第2節 国境措置

知的財産権侵害物品の輸出入の税関での取締について規定。

- ・ 権利者の申立てにより、権利侵害物品の輸出入を取り締まる (2. 6条1項)
- ・ 税関が、職権により (権利者の申立てがなくても)、権利侵害物品の輸出入を取り締まる (2. 7条1項)

#### 第3節 刑事執行

知的財産権侵害に対して適用される刑事手続を規定。

- ・ 模倣ラベル (商標侵害物品でなく、違法な商標そのもの) 取引の刑事罰化 (2. 14条2項)
- ・ 検察に、職権で捜査・起訴を行う権限を付与 (2. 17条)

#### 第4節 デジタル環境における知財執行

インターネット上の著作権保護等について特別に規定。

- ・ インターネットサービスプロバイダの役割 (2. 18条3項)
- ・ アクセスコントロール (著作物へのアクセス (視聴等) を制御する技術的手段) 回避規制 (2. 18条4, 5項)

### 第3章 国際協力

各国の税関等執行当局間の情報共有、連携、技術協力等について規定。

### 第4章 執行実務

統計情報の収集・分析等、各国の執行当局において行うべき実務について規定。

## **第5章 制度上の措置**

締約国会合の開催、事務局の設置等について規定。

## **第6章 最終規定**

本条約への加盟条件、条約の効力発生・改正等について規定。